

令和4年度 広報おわりあさひ広告募集要項

尾張旭市では、地域経済の活性化と自主財源の確保を図るため、広報おわりあさひ広告掲載要領に基づき、市の広報誌に掲載する民間企業等の有料広告を募集します。

1 広告媒体（広報誌）の概要

- (1) 作成部数 約36,100部（令和3年度実績）
- (2) 発行 毎月1日と15日の2回発行
- (3) 仕様 A4版（15日号は、4色刷り、原則16ページ）
- (4) 配布先及び方法 市内全世帯及び事業所に広報配達員などが配布、公共施設に設置

2 募集内容

- (1) 掲載号 毎月15日号
(令和4年4月15日号～令和5年3月15日号)
- (2) 掲載位置 最終ページ（裏表紙）
- (3) 枠数 各号4枠
1 広告主につき1号1枠もしくは2枠、4枠分の掲載が可能。ただし、掲載回数に関わらず年間で合計12枠までとする。
- (4) 規格 A4版、4色刷り（オールカラー）
1 枠分 横8.5cm×縦6cm
2 枠分 横17.4cm×縦6cm または横8.5cm×縦12.5cm
4 枠分 横17.4cm×縦12.5cm
- (5) 掲載料 1枠当たり22,000円（税込み）
- (6) 掲載回数 1広告主当たり年間6回まで

3 募集方法

- (1) 募集案内 広報おわりあさひ1月1日号、市公式ホームページに掲載
- (2) 募集期間 令和4年2月9日（水）午前9時から先着順

※午前9時までに複数の方がお越しの場合は申込み順を抽選で決定

4 申込方法

先着順につき、御希望に添えない場合があります。

- (1) 必要書類 ア 尾張旭市広告掲載申込書（様式第1号）
 イ 広告原案（デッサンや過去に掲載したものなどで可）
 ウ 会社等の概要
- (2) 申込先 尾張旭市役所広報広聴課広報広聴係
 申込受付開始日の2月9日（水）午前9時までにお越しのかた
 は市役所南庁舎3階 講堂1で受け付けます。
- (3) 申込期限 広告の掲載を希望する広報誌の発行日の前日から起算して
 60日前まで
 例）11月15日号の場合は9月15日まで
- (4) 原稿提出期限 広告の掲載を希望する広報誌の発行月の前月の1日まで
 ※原稿は「広告原稿作成要項」を参照のうえ作成のこと。
 例）11月15日号の場合は10月1日

5 応募資格及び選考方法

応募資格及び選考方法は、尾張旭市広告掲載要綱、尾張旭市広告掲載基準、
広報おわりあさひ広告掲載要領による。

6 その他

本件に要する費用（広告制作にかかる版下、デザイン等の全費用）は、申込み者の負担とします。また、提出された書類などは返却しません。

<問い合わせ先>

尾張旭市役所広報広聴課広報広聴係

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1

TEL. 0561-76-8106（直通） FAX. 0561-52-5166

Eメール kouhou@city.owariasahi.lg.jp